

濃縮水処理施設の事業費について

濃縮水処理施設の事業費について、設置業者である環境プラント工業㈱との協議が整ったことから、概要を報告します。

1 事業費

(消費税及び地方消費税の額を含む)

区 分	金 額 (年 額)	備 考
建設費	912,700 千円	精査金額※ 912,825 千円
維持管理費 (R5～13 年度分)	121,459 千円/年	精査金額※ 122,365 千円/年
金利及び金利負担額	0.15% 6,236 千円	R3.12 時点 1.9% 78,758 千円

※ 精査金額は、環境プラント工業㈱が提案した見積書(建設費 1,032,614 千円、維持管理費 142,559 千円/年)を基に、建設費及び維持管理費を国交省土木建築工事積算基準等により積算した金額

なお、金利負担額については、組合から環境プラント工業㈱に建設費相当額を貸付けることとなり、環境プラント工業㈱から金利負担額を含めた償還があるため、実質生じない。

2 支払方法及び財源等

(1) 建設費相当額

①支払(貸付)方法及び貸付額

- ・環境プラント工業㈱が施工業者に支払う時期に合わせ、令和4年度及び令和5年度に建設費相当額を貸付ける。(貸付金利 0.15%)

令和4年6月 403,576千円

令和5年4月 509,124千円 (合計 912,700千円)

- ・貸付けた建設費相当額は令和5～13年度の9年間で償還される。

②貸付金の財源

令和4年度

退職積立基金積立金への積立予定額を貸付金へ組替え 245,000千円

財政調整基金の残高全額の取り崩し 61,788千円

市町村負担金の増額 96,788千円

令和5年度

退職積立基金積立金への積立予定額を貸付金へ組替え 245,000千円

市町村負担金 264,124千円

(2) 維持管理費

当初計画のとおり最終処分等業務委託料にて支払う。

3 予算措置

令和4年5月開催予定の組合議会臨時会において、補正予算措置を行う。

【補正予算の概要】

- ・令和4年度分の貸付金の新規計上
- ・令和5年度分の貸付金に係る債務負担行為の設定
- ・令和4年度当初予算にて設定した最終処分場委託事業の債務負担行為の変更(金利負担額の減額)

4 今後のスケジュール

令和4年5月23日	組合議会臨時会（令和4年度補正予算議案の上程）
5月末	協定書締結(濃縮水処理施設の建設費及び維持管理費の支払方法を定めるもの)
6月(初旬)	環境プラント工業㈱建設工事着工
令和5年4月(予定)	濃縮水処理施設供用開始

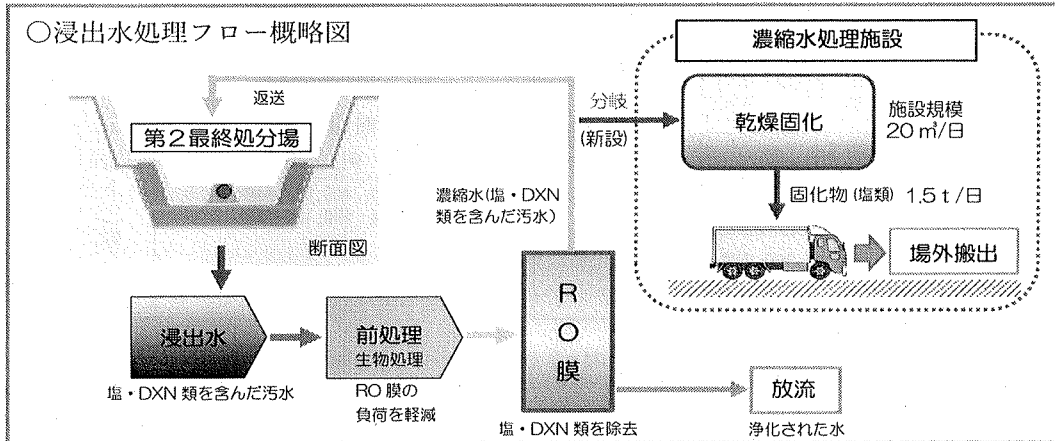
5 参考資料

- ・事業概要 . . . 参考資料1
- ・財源及び支払の流れ . . . 参考資料2
- ・市町村負担金の一覧 . . . 参考資料3

[参考資料 1]

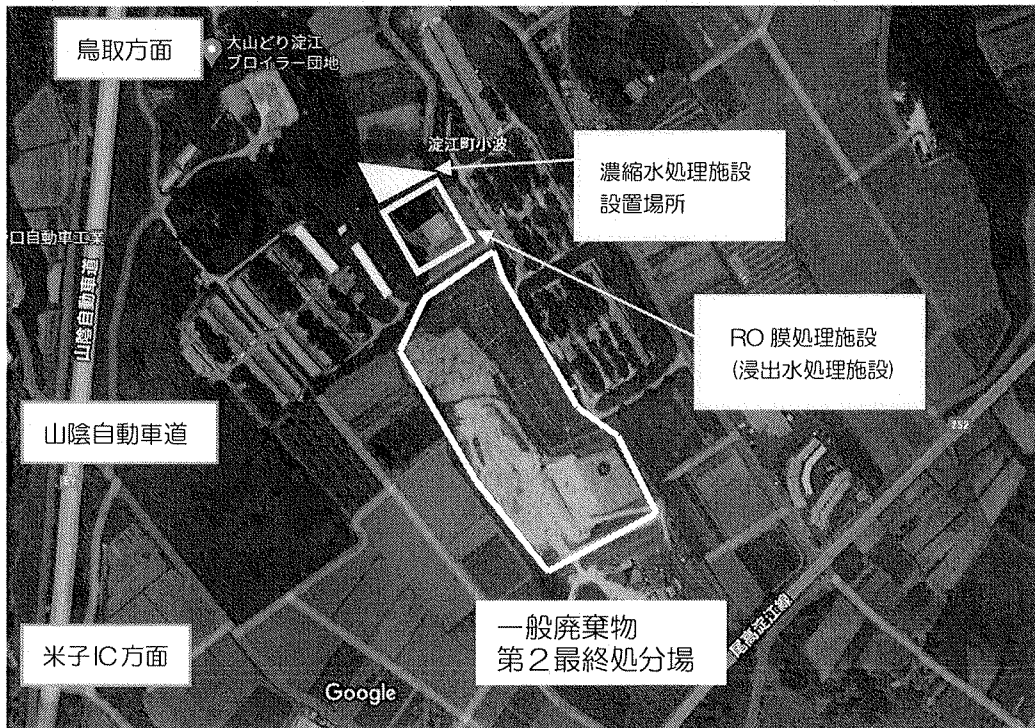
○事業概要

(1) 濃縮水処理施設の概要



- ・ 濃縮水処理施設は、濃縮水中の塩類を乾燥固化し場外へ搬出する施設である。
- ・ 乾燥固化した固化物(塩類)は、袋詰めしトラックにて場外搬出を行う。

(2) 設置場所

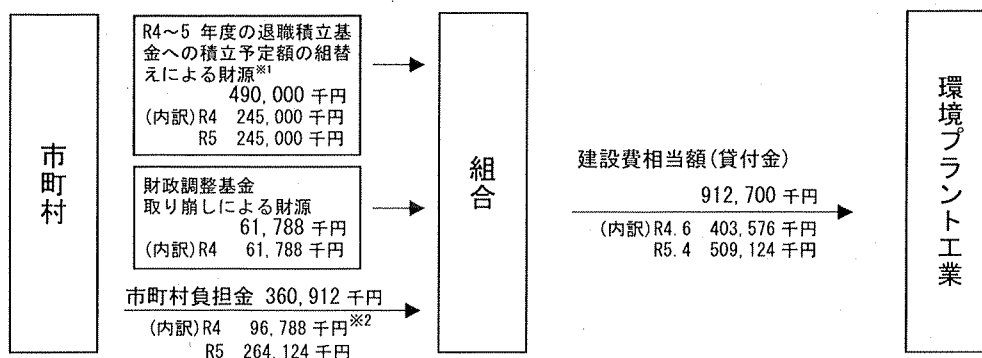


画像 ©2022 Maxar Technologies、地図データ ©2022 100 m

[参考資料 2]

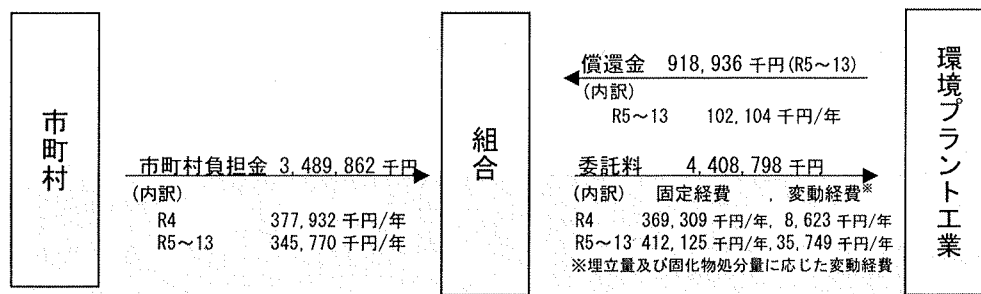
○財源及び支払いの流れ

① 建設費相当額の財源及び支払(貸付)の流れ(R4~R5)



※1 R4~5 年度に貸付金へ組替えた退職積立基金への積立予定額は、R6~10 年度に積み立てる予定
 ※2 R4 年度の貸付金不足額は、1 月補正予算後に市町村負担金として請求する

② 建設費相当額(貸付金)の償還と委託料の支払いの流れ(R4~R13)



[参考資料3]

○市町村負担金の一覧

(1) 建設費相当額の支払(貸付)に係る市町村負担金の内訳

(単位：千円)

市町村名	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	合計
米子市	56,259	150,769	0	0	0	0	0	0	0	0	207,028
境港市	11,669	30,405	0	0	0	0	0	0	0	0	42,074
日吉津村	5,783	11,046	0	0	0	0	0	0	0	0	16,829
大山町	2,201	15,009	0	0	0	0	0	0	0	0	17,210
南部町	2,850	12,419	0	0	0	0	0	0	0	0	15,269
伯耆町	3,716	14,013	0	0	0	0	0	0	0	0	17,729
日南町	4,350	10,723	0	0	0	0	0	0	0	0	15,073
日野町	4,247	9,051	0	0	0	0	0	0	0	0	13,298
江府町	5,713	10,689	0	0	0	0	0	0	0	0	16,402
合計	96,788	264,124	0	0	0	0	0	0	0	0	360,912

(2) 最終処分場委託事業に係る令和4～13年度の市町村負担金

(単位：千円)

市町村名	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	合計
米子市	269,770	346,109	195,340	195,340	195,340	195,340	195,340	195,340	195,340	195,340	2,178,598
境港市	58,919	73,634	43,229	43,229	43,229	43,229	43,229	43,229	43,229	43,229	478,385
日吉津村	18,384	22,575	11,529	11,529	11,529	11,529	11,529	11,529	11,529	11,529	133,191
大山町	28,619	39,179	24,170	24,170	24,170	24,170	24,170	24,170	24,170	24,170	261,158
南部町	22,617	30,504	18,085	18,085	18,085	18,085	18,085	18,085	18,085	18,085	197,801
伯耆町	25,176	33,647	19,634	19,634	19,634	19,634	19,634	19,634	19,634	19,634	215,895
日南町	18,493	23,662	12,939	12,939	12,939	12,939	12,939	12,939	12,939	12,939	145,667
日野町	15,185	19,058	10,007	10,007	10,007	10,007	10,007	10,007	10,007	10,007	114,299
江府町	17,558	21,526	10,837	10,837	10,837	10,837	10,837	10,837	10,837	10,837	125,780
合計	474,720	609,894	345,770	345,770	345,770	345,770	345,770	345,770	345,770	345,770	3,850,774

「未来につなぐ新しいごみ処理施設提案窓口」の設置について

令和14年度稼働予定の次期ごみ処理施設（可燃ごみ処理施設、不燃ごみ処理施設（リサイクル施設を含む。）、最終処分場をいう。以下同じ。）について、より効率的な施設整備・運営を行うため、民間事業者等からの提案を受けようとするもの。

1 提案募集の趣旨

- ・本組合の一般廃棄物処理施設整備基本構想においては、次に掲げる広域処理の基本方針を定めている。
 - (1) ごみ減量化と循環型社会・脱炭素社会形成の推進
 - (2) 処理対象ごみの統一による効果的処理の推進
 - (3) 効率的な施設の設置及び管理運営体制の構築
- ・次期ごみ処理施設は、令和14年度の稼働を目標としており、今後、処理対象物の決定や用地選定、施設基本設計、環境影響評価（県条例に基づくもの）、発注仕様等の作成を経て建設工事を実施することとしている。これに先立ち、処理対象物の検討の方向性や施設基本設計におけるごみ処理方式、余熱利用策等の設定に向け、早期に処理技術の動向や民間との連携の検討を進めていく必要がある。
- ・処理技術や民間との連携の提案を受け、民間事業者等の有する新しいごみ処理技術の導入や連携協力により事業を実施することで、基本方針として定めた環境面、資源循環、経費の削減等について、より効果的な施設整備・運営を目指していくこととする。
- ・また、併せて、この地域の民間事業者等の次期ごみ処理施設整備事業への参画を促進するとともに、次期ごみ処理施設整備計画に対する住民啓発や関心の高まりを期待するものである。

2 提案募集の考え方

次期ごみ処理施設の設置及び管理運営の検討に当たっては、最新のごみ処理技術の動向とこれに対応する分別方法の検討や地元の民間事業者が持つごみ処理に関する技術の活用、次期ごみ処理施設の運営への協力を得ることが重要である。このことから、民間事業者等からの提案を受け、先進的で経済的に優れた技術の導入や環境保全、資源循環等に係る公民連携協力の可能性を模索し、今後策定する施設基本設計や施設建設に係る発注仕様等（以下「基本設計等」という。）へ反映することにより、基本構想に掲げる基本方針の実現を目指す。

3 提案者の要件

提案内容の技術を有する民間事業者等、提案内容を実施する意思及び能力を有する民間事業者等とし、具体的には次のとおりとする。なお、このたびの提案は、ごみ処理施設の整備に実績のある民間事業者等、整備後に当組合とごみ処理の運営等について連携する民間事業者等を想定しているため、個人（個人で事業を営む方を除く。）については、対象としない。

- ・民間企業、NPO法人、ボランティア団体、公益団体等
- ・自治会等の圏域住民が構成員となっている団体

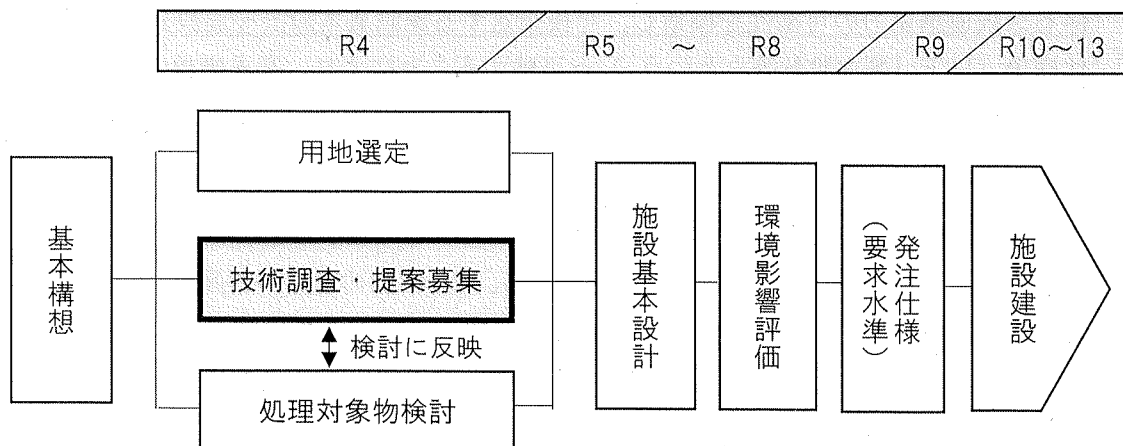
4 提案区分、提案内容等

次期ごみ処理施設の設置及び管理運営に関する事項について、次の提案区分ごとに募集する。

提案区分	想定される提案対象者	主な提案内容
⑦ ごみ処理技術の提案	プラントメーカー コンサルタント 等	民間事業者等が保有し、又は有効であると評価するごみ処理技術であって、環境、資源循環、経費等の面で有益な提案など (提案例) ・ごみ焼却技術やリサイクル技術等の提案(当該技術を活用するためのごみ種別・分別等を含む。) ・最終処分場の水処理技術、遮水技術等の提案 ・余熱利用技術、余熱利用施設の提案
⑧ 公民連携協力の提案	民間企業 地元自治会 ボランティア団体 NPO 法人 等	民間事業者等と本組合の連携により、処理効率・経費等の面において有益な提案、余熱利用等の地域産業と連携した新たな価値創出につながる提案、二酸化炭素排出削減や施設から排出された二酸化炭素の利用等の環境負荷低減につながる提案など (提案例) ・プラスチック廃棄物の直接民間処理の提案 ・古紙等の直接民間処理の提案 ・焼却灰のリサイクルの提案 ・余熱や二酸化炭素の農業利用の提案 ・環境学習、環境啓発の取組内容の提案 ・最終処分場でのビオトープ整備の提案

5 事業フローにおける本提案募集の位置付け

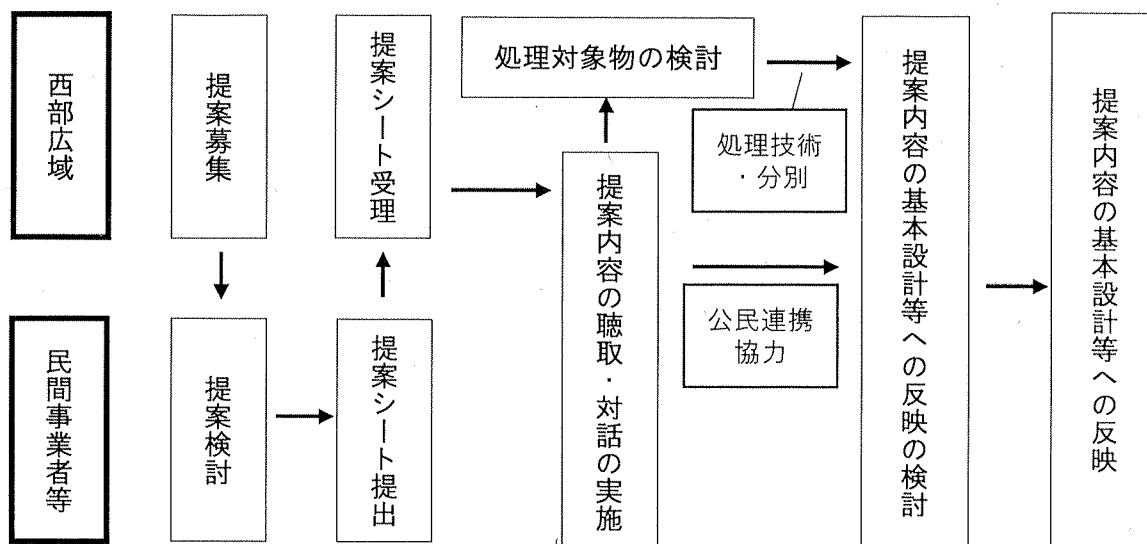
本提案募集は、基本設計等の策定に向けた「技術調査・提案募集」に位置付けるものとする。



6 提案募集の流れと提案の取扱い

(1) 基本的な流れ

提案募集から基本設計等への反映までの流れは、次のとおりである。



(2) 提案の取扱い

提案については、次のとおり基本設計等への反映を検討するものとする。また、検討結果については、提案者に対し書面により通知するものとする。

提案区分	提案の取扱い
㉞ ごみ処理技術の提案	提案者への聞き取りにより次期ごみ処理施設への適合性等の確認を行い、基本設計等への反映について、本組合と構成市町村で検討を行う。
㉟ 公民連携協力の提案	提案者との対話により、提案内容を具体化したうえで、実現可能性を模索し、基本設計等への反映について、本組合と構成市町村で検討を行う。

7 募集窓口の開設等

- (1) 窓口の名称 未来につなぐ新しいごみ処理施設提案窓口
- (2) 開設場所 鳥取県西部広域行政管理組合 事務局 ごみ処理施設整備課
- (3) 窓口開設時期 令和4年5月中旬(5月12日開催のごみ処理施設等調査特別委員会説明後)
- (4) 周知方法 市町村広報紙、組合ホームページ、市政記者室への情報提供 等

8 事務スケジュール

期 日	内 容
4月8日～14日	構成市町村清掃事務担当課長会議（書面会議） ・実施内容の協議 （協議結果）意見なし
4月22日	副市町村長会議 ・実施内容の協議
5月9日	正副管理者会議 ・実施内容の協議、決定
5月12日	議会ごみ処理施設等調査特別委員会 ・実施内容の報告
以降	提案募集（募集期間は当面の間とし、具体的な期限は設定しない。）